

佐竹文書における「玄蕃」と「南条」は同一人か別人か

石 渡 隆 之*

On the Identity of the Personages “Genba” and “Nanjo” in the Satake Document

Takayuki ISHIWATA

1. はじめに

岩崎義朗氏は「相模国三浦半島の古文書について」⁽¹⁾の労作において三浦郡公郷の佐竹文書（同論文中の安土桃山時代の文書第十五および第十六の文書を仮称する。）を解説された。（これを便宜上 A₁ 説と呼ぶこととする。）

わたくしは「南条玄蕃について——後北条氏の政策の一つの表われ——」⁽²⁾を発表し、わたくしなりの一つの見解を述べ、あわせて岩崎氏の A₁ 説中、南条玄蕃に関する部分についての疑問を指摘した。（以下、これを B 説と称する。）

これに対し、さらに岩崎氏から「南条玄蕃についてを読んで」⁽³⁾という見解が出されて批判が行なわれた（これを A₂ 説とする。）ので、わたくしもここに B₂ 説ともいべきものを提出して、ふたたびそれにおこたえしたい。

ただし、A₂ 説において B 説を批判された個所は数か所あるのであるが、いまそれに全面的におこたえすることは紙数の関係上許されないので、ここではとりあえず、佐竹文書に現われた「玄蕃」と「南条」は同一人かどうか、に論点をしばって述べてみたいと思う。

天正の末期、相模国三浦郡公郷佐竹の百姓の年貢不納に関連してこの地における北条氏の代官たる南条玄蕃は追放された⁽⁴⁾のであるが、これによって一時は年貢進納を申し定めた佐竹の百姓が、依然として年貢不納を続けたので、北条氏は天正 18 年 1 月 4 日「南条」をしてこの問題の解決に当たらせようとした、というのが事件のごく大まかな内容である。ところで起用された「南条」は追放された「南条玄蕃」であるとするのがわたくしの見解であり、「玄蕃」ではないとするのが岩崎氏の論である。このようにまっこうから対立する見解であるが、このことは佐竹文書の内容を解釈するうえに決定的ともいえる影響を及ぼすと思われるので、あえて再論を試みるわけである。

2. 従前のいきさつ

「南条玄蕃を免じてその方の者共にその年貢進納を申付けた結果 八人相談の上、申定たけれども結局は前々のように不調であつたので此の度こそは成敗するか、揃払にするかそれを如何様にするかを南条に申付けようと思つていたが、……」

これは A₁ 説の記述の一部をそのまま写したものであるが、ここに書かれた「南条玄蕃」と「南

(1) 『横須賀市博物館研究報告（人文科学）』第 7 号

(2) 同上第 9 号および第 10 号

(3) 同上第 10 号

(4) 玄蕃追放の原因については、別に論じたいと思っているが、さしあたっては前掲注 (2) の拙稿を参照されたい。

* 横須賀市池上町 3843

条」とが別人であると積極的に理解することは、これだけの文章からは困難ではあるまいか。

そこで B 説では、「南条玄蕃が年貢未納で役を免ぜられたということは、年貢未納を叱責されている百姓と同じ立場に立つもので、その南条玄蕃が一転して百姓を成敗する側に立っているというのはどのように解すべきであろうか。南条玄蕃の納付すべき年貢を肩替りされた百姓が、その南条玄蕃から指図を受けるに至るといふこの解釈に矛盾がないとするならば、その転機となるべき途中の説明の省略があるように思える。」という疑問を提出したのである。

B 説においてこのような疑問を提出した理由は、佐竹文書の内容からはもとより、上記の A₁ 説の説明からも「玄蕃」「南条」別人説を窺取できなかったからである。しかもそのほかに上にみたと同じような筆法が、A₁ 説の他の部分に見出せたからでもある。それは、「公郷佐竹方の支配権をもつ長嶋左京亮に、『田島悉仕付』させようと」する「ための支配権を左京亮に『郷中任せ申付』けたとする解釈である。もともと支配権をもつものに支配権を委せたという「この解釈に矛盾がないとするならば……途中の説明の省略があるように思える」からであって、南条玄蕃に対するのと同じような解説上の疑問を感じたからである。つまり説明省略か、説明相互間の矛盾に気付かれなかったのか、という岩崎氏の記述上の同じような難点が 2カ所にみられた、と思えたからである。

ところで A₂ 説では、必ずしも明確でない A₁ 説とは異なり、はっきりと「小生はここで「玄蕃」と「南条」が別人であるとの見解を明らかにして石渡氏の同一人とみなす見解と基本的に相違する点を明確にした。」と述べられた。しかし、A₂ 説の「別人であるとの見解」そのものはわかったが、なぜ別人であるのかの見解の根拠の説明はどうも納得がいかない。

3. 別人説の根拠 (1)

A₂ 説における別人説の根拠の一つは、佐竹文書に記された「①前者の玄蕃は明らかに南条玄蕃であるが、後者の南条は必ずしも玄蕃とは断定出来ない、むしろ②文書全体の関係からみれば後段の南条は玄蕃ではなく他の人物で同姓を名乗る人ではないかと考えられる。」というにある。

この文章を①、②の 2 段にわけて考えてみると、まず前半①の論法のおかしいことがすぐ気付くであろう。すなわち「後者の南条は必ずしも玄蕃とは断定出来ない」という論法をもってすれば、どうして「前者の玄蕃は明らかに南条玄蕃である」と断定できるのであろうか。むしろ、「前者の玄蕃もまた必ずしも南条とは断定できない」とこそいうべきではなからうか。試みに「小田原衆所領役帳」や「小田原旧記」をみる⁽⁵⁾と、北条氏の家臣団中に久米玄蕃、山口玄蕃、高田玄蕃などが同時代人として出てくる⁽⁶⁾のであるが、岩崎氏はなぜこれらをしりぞけて「南条玄蕃」と断定されたのか。岩崎氏は「玄蕃」の名字「南条」をどこから持ってきて玄蕃の上にかぶせられたのであろうか。これに対してあるいは「三浦半島に関係ある「玄蕃」は南条玄蕃以外にはいない」といわれるかもしれない。わたくしもここまでは反対しないが、しかしこの論法を通すならこんどは後者の「南条」も三浦半島にその存在を求めなければならないのではないか。岩崎氏は三浦半島に関係ありとするこの「南条」を「南条玄蕃」以外のだれと考えておられるのであろうか。それとも別の根拠があって「南条」は「玄蕃」ではないといわれるのであろうか。

わたくしは、「前者の玄蕃は明らかに南条玄蕃である」という論に反対するわけではなく、ただこの論法をもってすれば「後者の南条もまた玄蕃でなければならない」というまでのことである。なぜなら、同一文書の中に「玄蕃」とあり「南条」とあるがゆえに（もちろんそればかりではないが）

(5) 「小田原衆所領役帳」も「小田原旧記」も、ともに注 (2) の拙稿において注記してあるので同稿を参照されたい。

(6) 久米玄蕃 (御馬廻衆 卅三貫貳百文西郡若堀、卅貳貫八百六拾七文東郡瀬谷、卅五貫文河越筋森戸、以上百老貫六拾七文)、山口玄蕃 (津久井衆、井上之寄子)、高田玄蕃 (御馬廻衆 卅貫文小机菅生内)

またその理由は後に述べる。) 前者の「玄蕃」が南条玄蕃であり、したがって後者の「南条」も南条玄蕃であると思うからである。

②次に文章の後半をみると「文書全体の関係」という漠然とした理由を「玄蕃」「南条」別人説の根拠とされている。しかしこの程度の理由ならわたくしもまたまったく反対に、「文書全体の関係から後者の南条は前者の玄蕃と同一人であると考えられる。」と説明することは容易である。

いったい「文書全体の関係」とは何をさすのか。A₂説を続けて読むと、南条玄蕃は追放されたのであるから、事件処理に当たったのは玄蕃以外の南条でなければならない、というもののようである。ところで A₂ 説では B 説の南条玄蕃の追放後の復帰説を評して「同一人とみなす場合はこのように説明しなくては首尾一貫しないであろう。」といわれているが、A₂ 説自身、「玄蕃」と「南条」は別人であるという立場をとらなければ、説明上に飛躍が生じてしまうのでこのように解釈されたのではないかという感じを受ける。これは立場こそ B 説とまったく相いれないが、方法論としては批判された B 説と同じではあるまいか。したがってこれに対して A₂ 説と同じような批判の仕方をすれば、「別人とみなす場合にはこのように説明しなくては首尾一貫しないであろう」ということになるだろう。

4. 別人説の根拠(2)

岩崎氏が別人説をとるにいたった根拠の第二は、「次に『この度こそは成敗するか、揃払にするか、それを如何様にするかを南条に申付けようと思って……』の説明の中の『如何様にするか』の説明はあいまいであるので、この文書の発令者の意図はこれが督促状すなわち一種の命令書であるからはっきりした決心が示されていなければならない。したがって『それをどのようにするかをぜひとも』と訂正しておきたい。そうするとこの処置の委任をするべき南条は玄蕃そのものとは直ちには結びつかない。」というにある。

わたくしはこの文の末尾の「南条は玄蕃そのものとは直ちには結びつかない」という表現を、表現自体について仮に肯定的にみた場合にもそこに割り切れないものと感ずる。というのは、この表現は裏をかえせば「南条は玄蕃と間接的には結びつくこともある」ということをも意味するからである。しかるに A₂ 説はこの間接面の否定を論証されることなく、「直ちには結びつかない」ことをもってただちに別人説なるものを断定されている。この論拠は単に直接的と間接的という文章表現上の結びつきの強弱だけにあるのであろうか。別人説に他の有力な論拠があって、それを補強するための一補助手段としての説ならともかく、このことのみをもって別人説の主軸の一つとするのはいささか弱いのではあるまいか。

それはともかく、この文章の意図は最後の部分がややわかるだけで、途中の文脈はどのように理解したらよいのか、わたくしにはつかめない。「ぜひとも」という発想が原文のどこから出てきたのかもはっきりしないが、それよりも、わざわざ傍点まで打って訂正されたこの部分が、どうして「玄蕃そのものとは直ちには結びつかない」という文章と結びつくのであろうか。ここには何らかの説明不足があるのであろうか。もし A₂ 説のいわれる北条氏の「はっきりした決心」という意味が、「南条」が「玄蕃」ならばはっきり「玄蕃」と書くはずであり、そう書かなかったのは「南条」が「玄蕃」と別人だからこそこのようにはっきり書き分けたのである、というのであれば⁽⁷⁾、わたくしはこの説には反対する。なぜならもし「南条」が「玄蕃」以外のものをさすならば「南条」とだけ書いたことは後述のように決してはっきりした書き方とは受けとれないからである。

(7) この点は横須賀市博物館主催第8回郷土研究発表会の席上、わたくしの発表に対して岩崎氏から口頭をもって批判された際におうかがいした点から推測して要約したものである。

5. 「南条」はだれか

最後に、A₂ 説では「南条」は「玄蕃」以外の者としながら、その「南条」のだれであるかについては触れておられない。それは史料には「南条」とだけあるのであるからそれ以上にわたる推測を避けるという立場のゆえかもしれないが、そうとすれば迫力に欠けながらも無難な方法論ではある。しかし A₁ 説の場合にはあるいはそれでよいかもかもしれないが、A₂ 説のように明確に別人説に踏み切られた以上、別人のだれであるかについて触れておられないということは、画竜点睛を欠くうらみがある。

もちろんこの場合、この文書の中だけから「南条」のだれであるかを推測することは不可能ではあろう。しかし試みにわたくしが推測すれば、この「南条」は追放された南条玄蕃に代わって処理に当たるものであるから、身分的には南条玄蕃と同等またはそれ以上でなければならない。これに当てはめて仮に別人説を肯定的にみようとするならば、「南条」といっただけでそれと特定できる人物がわかるからこそ「南条」とだけ書いたのである、といちおうはいえそうである。しかしそれほど有名なもの、したがって身分は高いであろうが、そういう高い身分の者とすれば「小田原衆所領役帳」その他の史料に何らかの形でその「南条」が顔を出してしかるべきであろう。この程度の史料にも出てこない名もない「南条」ならば、それこそ「南条」だけではだれであるかわからないであろうし、「玄蕃」追放のあとを処理する能力もないであろう。したがってその権限を与えられるはずもない。次にこの「南条」は以前から佐竹の行政に何らかの意味で関係を持っていたものという線が考えられる。その場合佐竹の直接支配身分のものというより上級支配身分のものという考え方をとりたい。そうとすれば史料への頻出度もかなり高くなってくるはずである。これらの観点からわたくしは A₂ 説を読んで直観的に、この「南条」は南条因幡守を当てて考えておられるのではあるまいかと考えてみた。「玄蕃」「南条」別人説をとる場合、わたくしには南条因幡守以外にこの事件を処理するにふさわしい人物を他に見出せなかったからである。

しかし B 説において述べたように、このころ南条因幡守は上州館林城代となっており、三浦の城代は山中上野介に代わっていたはずであり、したがって南条因幡守がこの場に登場してくる可能性はまずないであろう。このように南条因幡守ですら該当しないとすれば「南条」が「玄蕃」以外のものであるとする A₂ 説は、その論拠をますます失うものといわなければならないであろう。

以上、わたくしは A₂ 説における別人説の根拠のうすい点について一々その論点を指摘しながら述べてきた。つまり A₂ 説の論旨は裏をかえせばそのまま B 説の同一人説にも通用する場合もあるし、A₂ 説の論拠と同程度の論拠をもって B 説を立証することも不可能ではない旨を述べてきたものである。したがってここまでの段階では積極的に A₂ 説を否定したとは必ずしもいえず、いわば A、B 両説の並立を認めたような形となろう。そこで次に別の観点から B 説の「玄蕃」「南条」同一人説を補強しておきたい。

6. 同一人説の見解 (1)

第一は、北条氏はわざわざわかりにくい表現をしたのかどうかという疑問についてである。

A₂ 説は、佐竹文書の前段の「玄蕃」は南条玄蕃であるが、後段の「南条」は玄蕃ではないと結論されている。岩崎氏がそう考えられたということは、北条氏もまたそうした意図をもってそのように記したということになるだろうか。いふなれば岩崎氏は独善的な解釈を押しつけようとしたところの支配者側に立って物を考えておられるということになるかもしれない。

しかしわたくしはまず、この文書を受け取った百姓側の立場からこの「玄蕃」と「南条」を考えてみたい。ということは、北条氏が百姓側にもわかりやすいようにこの文書のこの部分を書いたであろうと考えるからである。そうとすれば「玄蕃」が南条玄蕃をさすならば、「南条」もまた南条玄

蕃をさすものとするのは当然ではあるまいか。わたくしは、わたくしが何の抵抗もなく読みすごしたと同じように、百姓側もまたこれを南条玄蕃のこととして疑問なく読みすごしたであろうと思うのである。

一步ゆずって「南条」という表現から仮に百姓側が「玄蕃」以外の者を念頭に浮かべ得たとしても(つまり「玄蕃」以外の南条氏がここに存在したとしても)、「玄蕃」もまた南条姓であるから、これだけではそのいずれをさしたのかわからないということになりはしまいか。

わたくしはこの文書から、北条氏が百姓側に対して「事件の処理に当たらせようとするのは玄蕃以外の南条である」ということを明確に表明したものとどうしても受けとれない。もし「玄蕃」以外の「南条」を明確に表明するなら「南条なにがし」とか、または「玄蕃」に対応する「なにがし」とこそ書くべきであろう。このように「南条」を「玄蕃」以外のものと解する場合にはきわめてあいまいな表現ということになってしまうのである。

そうすると北条氏は、意図してあいまいな「南条」という表現をしたのであろうか。(この考えは「はっきりした決心が示されていないなければならない」とする A₂ 説と相いれないものであるが。)北条氏が、百姓側には南条玄蕃を起用するように印象付けながらその実「玄蕃」以外の「南条」を起用しようとする意図を持ったならば、あるいはこのような表現をとるかもしれない。しかしこの際、そういう必要性は見当たらず、そこまでうがった推測をする必要はなさそうである。してみれば、北条氏がわざわざこういうわかりにくい表現をするはずがないと思うのである。ということは北条氏もまたこの表現をわかりにくいものとは意識せず、きわめて当然のこととして記したものである。

7. 同一人説の見解(2)

第二は、佐竹文書の「南条=可申付候へ共」の解釈を、ただその文字を追って表面的に解するか、そこに北条氏の意図を認めて有機的にこれを解釈しようとするか、ということについてである。

この文書のこの部分だけをとり出して表面的に解釈すれば、この「南条」は「玄蕃」かそれ以外のものか断定することはむずかしい。しかし問題は、ここになぜ「南条=可申付」といったのか、この文章のアクセントはその「南条=」のほうにあるのではあるまいか、といった点にあると思う。

A₂ 説に従えば「南条」は「玄蕃」ではないという。そうとすれば北条氏は百姓側に実質的には単に事件処理に当たるべき者を通告したにとどまる。つまりこの場合、事件処理に当たるのは必ず「南条」でなければならないというのではなく、だれでもよかったのであるが、たまたま結果的に「玄蕃」と同姓の「南条」であったというにすぎないことになる。

しかしわたくしは「南条=可申付」の文字に千均の重みを感じる。つまり申し付くべき対象は「南条」でなければならなかったのである。単に偶然「玄蕃」と同姓の「南条」だったのではなく「南条」その人でなければならぬという必然性があったと考える。そうとすればその必然性のある「南条」は「玄蕃」その人でなければならぬ。それはなぜか、またその必然性とは何か。

わたくしは百姓側が南条玄蕃の追放を要求したとみている。おそらくこの際、玄蕃を追放すれば年貢を進納するといったにちがいない。これはまさか北条氏が南条玄蕃を追放するはずがなく、したがって年貢不納は続行できると読んでいたからであろう。ところが北条氏はおそらく百姓側の意図を読んだのであろう、その裏をかくて南条玄蕃を追放してしまった。あわてたのは百姓側であって、この間の事情は「御年貢進納可申由」を「申定」めたかと思えば「結句如前々不調」といった佐竹文書の記録の中にそれがあらわれている。表面的に結果だけをみれば百姓側は北条氏をペテンにかけたことになろう。こうなれば北条氏も南条玄蕃追放を取り消さざるを得ないではないか。またそれだけでなく、百姓に対して重罪をもって臨むことができるという名目を得、さらに南条玄蕃

を復帰させることが今後の年貢進納に最も効果的と考えたに違いない。なぜなら彼の復帰は百姓側に大きな脅威を与えるからである。百姓側の要求によって理由なく（年貢進納ができなかったのであるから、結果的には追放理由はなかったことになる。）追放された南条玄蕃が復帰すれば、その報復の意味からもこんどは何をされてもそれに対抗する名目がないという負目が百姓側にあったからである。百姓側に「成敗敷押払敷」の文字を恐怖の思いをもって感じさせるのは、その処罰の実行者が南条玄蕃であってこそ、より実感として受けとられるはずである。

北条氏は百姓側のこういった心理的負担を十分考慮に入れて、一転して「其罪は令遠慮」しめ、「令赦免」しむるという態度に出たのであろう。そこには「南条」の名を極度に利用し、「赦免」の効果を浮彫りにしようとした北条氏のたくみな演出がうかがえると思うのである。このようにみた場合、「南条」は「玄蕃」でなければならぬことはいうまでもあるまい。

8. 同一人説の見解(3)

第三に、当時の記名の慣行という面から、「南条」が「玄蕃」をさすものであることを述べてみたい。

まず当時の記録類をみると、それが公文書だと俗書だとを問わず、その記載方法には不用意というか、不統一というか、また意識的にか無意識的にか、かなり厳密さを欠く傾向があるという点に注意したい。たとえば同一事項についても、かなで書いたり漢字で書いたり、その漢字も本字を書いたりあて字を書いたりという例は枚挙にいとまがない。

氏名にしても、名字のみを書いたり名前のみを書いたり、という例はしばしば見受けられることができる。しかしいずれにしても、こういう不統一のようではあってもそれはその事項なり人物なりが他の事項や人物と紛れることのない場合に限られる。おそらく紛れることがないからこそ、不用意を不用意と感ぜず、また場合によってははじめからそれを承知のうえで不統一をおかしたのであろう。現にわたくしたちがそれを読んだ場合にも、それが他の事項なり人物なりと紛れることなく、何の抵抗もなく読みすごしてしまうのが一般である。

ところで佐竹文書の「南条」はただそれだけで他の人物と紛れることはないかどうか。前述のようにわたくしは「玄蕃」と区別がつかない紛らわしさがあると思うのである。しかし原文の作者はこういう紛らわしい表現をするはずはなく、そうとすれば「南条」が「玄蕃」を当然に指すものとして何のためらいもなく書かれたものと考えざるを得ない。

次に当時の氏名の表示のしかたの一つとして、たとえば名字だけを連記しようと思図したと思われるものでも、それによってある人物が特定できない場合には、そのものだけについては名字と名前前の両方を書くという不統一をみせる。同じ名字のものが同一文書に2人以上記されるときとか、文書には記載がなくとも同名字のものが他に多くあって名字だけではそのうちのだれをさすかわからないといったような場合である。具体例をB説において紹介した「鎌倉公方御社参次第」に求めれば、第5条の遠山丹波守と遠山隼人佐は同名字であるため、また南条玄蕃や山中彦十郎は、北条氏家臣中に南条や山中を称する有力者が多くいるのでこれと区別するため、いずれも名字と名前前の両方が書かれているが、他に連記されたものはこのような区別をする必要がないので名字だけである。

このような慣例にあてはめてA₂説をみると、単に「南条」といっただけではこれが「玄蕃」と区別がつかないだけでなく、他の多くの南条氏とも区別がつかない。「玄蕃」と「南条」を別人とすることは、このように「南条」を特定できない点からも否定せざるを得ない。

9. 「玄蕃」「南条」2様の表現の理由

それでは佐竹文書では同一人に対してどうして「玄蕃」と「南条」という二つの表現をとったのであろうか。わたくしはその理由を次のように考える。

一つは、はじめに「玄蕃」とあるところはおそらく本来ならば「南条」と書かれるべきところであろう。しかし南条氏には多くの族団があるので「南条」だけでは表現形式上、人物を特定できない。そこでまず「玄蕃」と表記して人物を特定し、あとは当時の通例に従って「南条」とだけ書いたのであろう。「玄蕃」と「南条」とが同一人であるからこそ、何のためらいもなく理解できるものとしてこのように書いたものであろうと解するのが、わたくしの一つの考え方である。

もう一つは、「玄蕃」「南条」は同一人であるにもかかわらず、はじめから意識的に積極的にこのように異なった表現をしたのではあるまいか、という前とは別の見解である。

さきに当時の文書の表現不統一云々について述べたが、たとえば佐竹文書においても、百姓に対する処分としての「可成敗」、「頸を可伐」はこの場合同義語であろうし、年貢については「年貢」と「納所」の2語、「進納」の反対用語にいたっては「納所不調」、「不納」、「不納所」、「不調」などさまざまである。これらは無意識にこのように書いたというよりも、文飾上、意識的に同一事項についていろいろな用語を用いたのではあるまいか。そしてこういう書き方から推測すれば、むしろ積極的に同一人を「玄蕃」と「南条」とに表現したと解するのが自然ではあるまいか。なおそれでも記載の順序を「玄蕃」を先に持ってきたということは、これによってはじめに人物を特定する必要があったからであろう。

10. おわりに

昭和42年2月、横須賀市博物館主催第8回郷土研究発表会においてわたくしは「ふたたび南条玄蕃について」という標題で口頭発表をした。同席上では時間の制限上、詳細に述べることはできなかったが、発表の要目は次のとおりである。

1. 数種の「南条氏」は同族かどうか
2. 南条玄蕃の資格
3. 南条玄蕃追放の原因
4. 「玄蕃」と「南条」は同一人かどうか

この要目からもわかるように、本稿はそのうちの一部を整理したものである。したがって首尾一貫しない部分があったかもしれないが、それは論及できなかった他の部分とともに、別の機会に補いたいと思っている。

なお最後に、岩崎氏に対し非礼にわたるような言辞がもしあったとするならば、それはわたくしの筆不足のためであって、せつにご容赦をお願いしたい。ありようは史料解釈上の立場の相異だけであって、別に他意ないことはいうまでもないからである。